

評価性引当金に関する会計基準

制 定 平成 26 年 4 月 1 日

最近改正 平成 27 年 7 月 31 日

評価性引当金に関する会計基準を次のように定める。

評価性引当金に関する会計基準

(目的)

第 1 条 この基準は、吹田市財務諸表作成基準（以下「作成基準」という。）第 13 条第 3 号、第 6 号及び第 14 条第 4 号ウに規定する徴収不能引当金及び同条同号エ（イ）に規定する基金貸付金徴収不能引当金（以下これらを「引当金」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この基準の用語の意義は、次の各号に掲げるもののほか、作成基準の定めるところによる。

(1) 債権

財務諸表作成基準日時点における未収金、短期貸付金、長期貸付金及び特定目的基金（ただし、貸付金の形態で保有する金額に限る。）をいう。

(2) 要引当金額

当該会計年度の引当金に計上する金額をいう。

(3) 引当金繰入額

引当金の当期発生額をいう。

(4) 引当金戻入額

引当金の当期戻入額をいう。

(5) 不納欠損

吹田市財務規則（昭和 39 年吹田市規則第 14 号）第 41 条の規定により、徴収の権利が消滅している歳入金について不納欠損金として整理することをいう。

(要引当金額の算定主体等)

第 3 条 評価の対象となる債権を計上する部等の長は、作成基準第 6 条第 1 項に規定する決算整理手続として要引当金額を算定し、会計管理者に報告するものとする。

2 前項の報告を受けた会計管理者は、作成基準第 6 条第 2 項に規定する決算整理手続として引当金繰入額及び引当金戻入額を算定し、それらに係る取引を記録するものとする。

(要引当金額の算定)

第 4 条 要引当金額は、債務者の財政状態又は経営状態等に応じて、個別の債権を次に掲げる債権の分類に区分し算定する。なお、債務者の財政状態又は経営状態等の把握が困難な場合は、債務の履行が延滞している期間を基準に債権の分類を区分することができる。

債権の分類	分類の定義	要引当金額の算定方法
一般債権	財政状態又は経営状態に重大な問題が生じていない債務者に対する債権	過去の不納欠損及び貸付金償還免除の実績等合理的な算定基準に基づき算定する。
貸倒懸念債権	破産又は経営破綻等の状態には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者に対する債権	債権の金額から当該債権に対する担保又は保証による回収見込額を差し引いた残額について、債務者の財政状態及び経営成績を考慮して算定する。
破産更生債権等	破産又は経営破綻等に陥っている債務者（実質的に破産又は経営破綻等に陥っている場合を含む。）に対する債権	債権の金額から当該債権に対する担保又は保証による回収見込額を差し引いた残額とする。

2 一般債権における過去の不納欠損及び貸付金償還免除の実績に基づく要引当金額の算定は、同種の債権ごとに、次の方式により算定する。

当該会計年度の債権の金額×徴収不能実績率 ※円未満切り上げ

$$\text{徴収不能実績率} = \frac{\text{当該会計年度を含む過去3か年度の不納欠損額及び貸付金償還免除額の合計額}}{\text{当該会計年度を含む過去3か年度の不納欠損額、貸付金償還免除額、債権の金額の合計額}}$$

※小数点以下第5位を切り上げ

3 貸倒懸念債権の要引当金額について、その金額を算定する特段の方法が存在しない場合は、債権の金額から当該債権に対する担保又は保証の金額を差し引いた金額の半額を要引当金額とする。

(流動資産又は固定資産の区分)

第5条 短期貸付金及び長期貸付金に係る徴収不能引当金の要引当金額は、短期貸付金と長期貸付金を合算した金額により算定した要引当金額を、短期貸付金及び長期貸付金の当該年度の金額の比によって按分し算定するものとする。

(附属明細表の表示)

第6条 引当金明細表(作成基準様式第10号)に表示する当期増加額及び減少額は次のとおりとする。

ア 当期増加額

引当金繰入額

イ 当期減少額(目的使用)

不納欠損及び貸付金の償還免除に基づく減少額

ウ 当期減少額(その他)

引当金戻入額

(細則)

第7条 この基準に定めるもののほか引当金の取扱いに関し必要な事項は、会計管理者が別に定める。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年7月31日から施行し、平成26年度の財務諸表の作成から適用する。